

滋 税 審 第 4 号
令和元年(2019年)12月 6 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋 賀 県 税 制 審 議 会
会 長 諸 富 徹

法人県民税法人税割の税率の特例および中小法人等に対する不均一課税について (答申)

令和元年 7 月 1 日付け滋税第 258 号で当審議会に諮問された法人県民税法人税割の税率の特例(超過課税)および中小法人等に対する不均一課税について、下記のとおり答申します。

記

1 法人税割超過課税の評価について

法人税割超過課税は、昭和 51 年の創設から平成 30 年度までの累計で約 412 億円の税収をもたらし、厳しい財政状況が続く滋賀県において、産業の振興など主要な施策を推進する貴重な財源となってきた。

滋賀県の財政が、平成 30 年度から令和 8 年度までの累計で 1,065 億円の財源不足が見込まれるなど依然として厳しい状況にある中、今後も主要な施策を推進するためには、引き続き自主財源の充実確保を図る必要があることから、超過課税については、継続することが適当である。

2 不均一課税の適用条件について

滋賀県では、資本金 1 億円超または法人税額年 5,000 万円超の法人について超過課税を適用し、それ以外の法人(中小法人等)については、標準税率相当で課税する不均一課税を実施している。

平成 30 年度の超過課税の適用状況を見ると、法人県民税の申告があった 26,766 法人のうち超過課税の対象は 2,104 法人(7.9%)と一部の法人に偏っており、課税の公平性の観点から課題がある。

また、地域を支える財源を皆で負担し合うという県民税の意義を踏まえれば、超過課税についても薄く広く負担を求めていくことが望ましい。

以上のことから、超過課税の対象を中小法人等に拡大する方向性で、不均一課税の適用条件を見直すことが適当である。

なお、不均一課税の適用条件を見直すに当たっては、負担増となる中小法人等に対し十分説明するとともに、その影響を緩和するための措置も併せて検討すべきである。

3 法人税割超過課税の税率について

滋賀県では、法人税割超過課税の対象法人に対して、標準税率に0.8%上乗せして課税しており、その近年の税収は、年間10億円程度となっている。

上記2のように、薄く広く負担を求めていく観点から、超過課税の適用対象の拡大とともに税率を引き下げることとも考えられるが、滋賀県の財政状況を踏まえると、引き続き同程度の税収を確保する必要性が認められることから、税率は現行のまま据え置くことが適当である。

4 法人税割超過課税等の適用期間について

法人税割超過課税および中小法人等に対する不均一課税は特例措置であり、漫然と継続することがあってはならない。

これまでと同様、適用期間を5年間とすることに問題はないが、適用期間中においても、超過課税等の必要性や有効性について、検証することが必要である。

5 長期的な検討課題について

法人税割超過課税および中小法人等に対する不均一課税については、納税義務者である法人が納得できる形で実施することが必要であり、その実施や見直しに当たっての明確な判断基準を設けることが望ましい。基本構想や産業振興ビジョンなど、滋賀県の目指す産業のあり方と整合的な判断基準の設定を検討すべきである。

また、産業のデジタル化の進展とそれに伴う中小企業の多様化に対応するため、産業構造の転換を支援する税制や中小企業の実態に応じた税制のあり方についても検討していくべきである。

なお、滋賀県の法人税割超過課税は、財政上の必要性から実施しているものであるが、法人税割は景気動向に大きく左右され、安定性に欠けることから、他の安定的な税目に財源を求めるなど、抜本的な見直しも検討すべきである。